

# 住民基本台帳法・公的個人認証法の 一部改正について 地方公共団体情報システム機構法について

平成25年4月18日

総務省自治行政局住民制度課長

宮地 毅

# 社会保障・税番号制度関連法案の概要

## (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案【内閣官房】

### I 総則

### II 個人番号

- 市町村長は、個人番号を定め、通知カードにより通知。
- 市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報システム機構に要求。
- 個人番号の利用範囲を番号法に明記。地方公共団体の独自利用も可能。

### III 個人番号カード

- 市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、個人番号カードを交付。
- 市町村長等は、条例等で定めるところにより、個人番号カードを利用可能。

### IV 特定個人情報の提供

- 特定個人情報の提供は原則禁止。情報提供ネットワークシステムを使用して行う場合など、番号法の規定によるもののみが可能。

### V 特定個人情報の保護

### VI 特定個人情報保護委員会

### VII 法人番号

### VIII 雑則

- 個人番号の通知等の市町村長が処理する事務の区分は法定受託事務。

### IX 罰則

## (2)関連整備等法案【内閣官房】

①住民基本台帳法の一部改正  
【総務省】

②公的個人認証法の一部改正  
【総務省】

・  
・  
・  
・  
・  
・

## (3)地方公共団体情報システム機構法案【総務省】

# 住民基本台帳法の一部改正について

## 1. 住民票の記載事項及び住基ネットに取り扱う本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付
- 個人番号を氏名、性別、生年月日、住所(4情報)、住民票コード等とあわせて住基ネットに取り扱う本人確認情報の一つと位置付け

## 2. 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する機関に対し個人番号を含む本人確認情報を住基ネットを通じて提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

## 3. 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が都道府県知事から通知を受けた本人確認情報を保存し提供することを規定

## 4. 住民基本台帳カードに関する規定を削除⇒番号法に規定する個人番号カードに移行

- 番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住民基本台帳法上の住民基本台帳カードに関する規定は削除

# 公的個人認証法の一部改正について

## 1. マイポータルの利用等に活用できる「電子利用者証明」の仕組みを創設

- 自己の個人番号に係る個人情報行政機関等にどのように提供されたかを確認するため、マイポータルを通じてインターネット上で閲覧できる仕組みを構築することに伴い、ID・パスワード方式に変わるインターネット上の安全なログイン手段として「電子利用者証明」の仕組みを創設する。

## 2. 行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大(総務大臣が認める民間事業者を追加)

- 民間のサービスにおけるインターネット上での本人確認手段として活用可能とするため、これまで行政機関等に限定していた署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認める民間事業者を追加する。  
(例: インターネット上での預金口座開設等)
- これに伴い、電子証明書の発行番号が個人情報のマッチングキーとならないように、当該発行番号の利用の制限に関する規定を設ける。

## 3. 電子証明書の発行手続きを簡素化

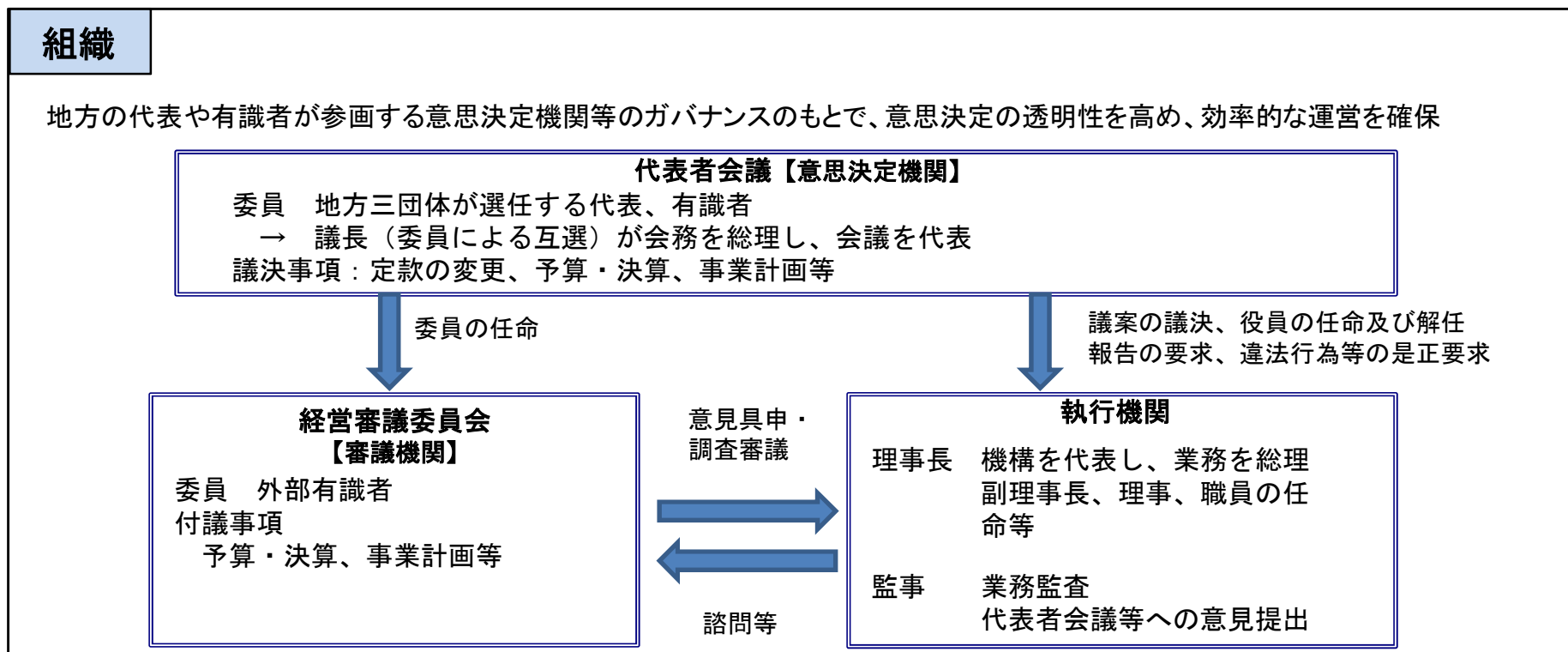
- 電子証明書の発行の増加に対応し、市町村長の発行事務の円滑化を図るため、現行制度において申請者本人が作成している鍵ペアを、市町村長が作成することとする。

## 4. 指定認証機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 各都道府県知事が指定認証機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、地方公共団体情報システム機構が認証業務を行うことを規定する。
- 機構は、電子証明書の失効情報の提供に係る事務等に関し、手数料を徴収することができる。

# 地方公共団体情報システム機構法案の概要

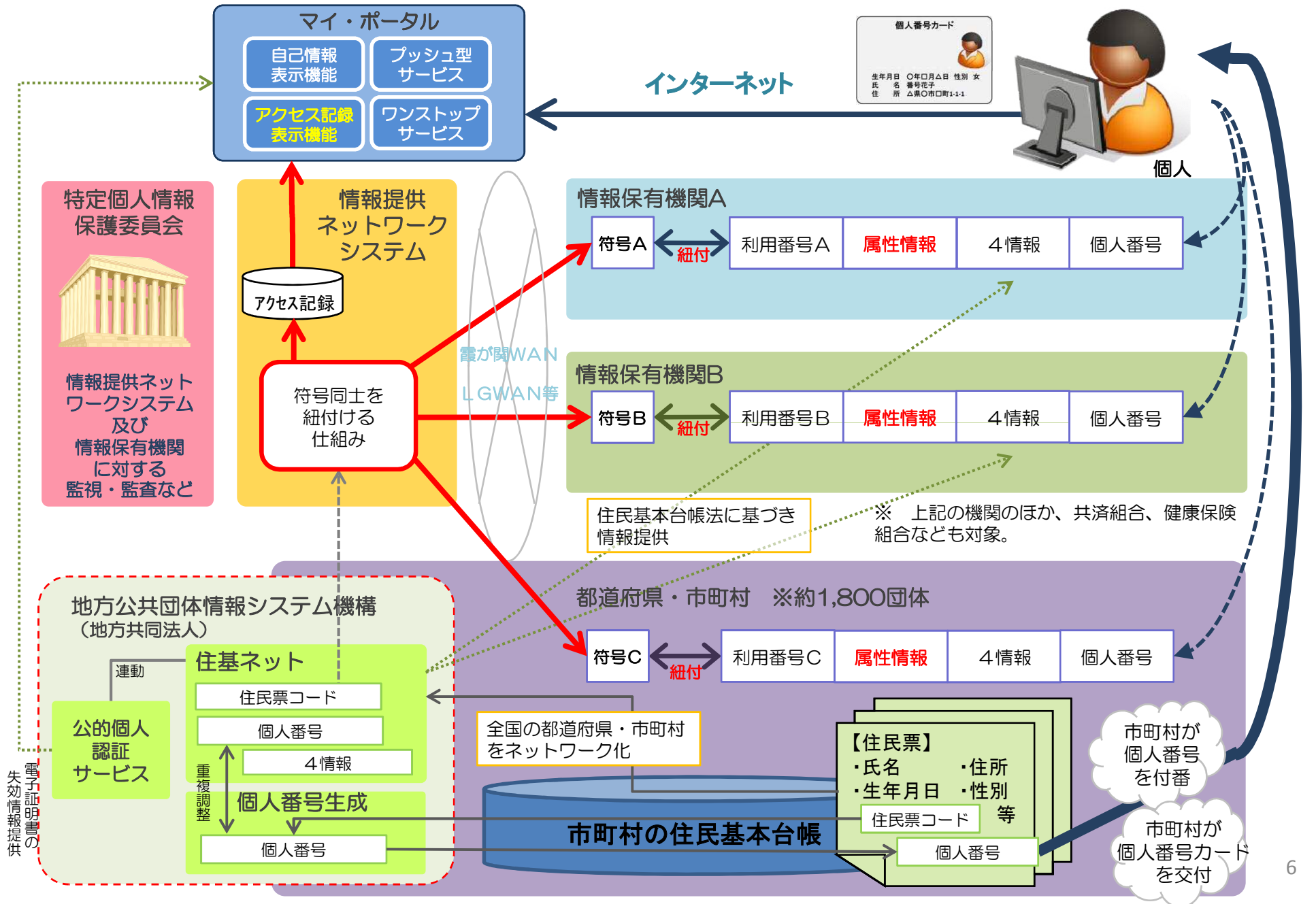
- 地方公共団体が共同して住民基本台帳法等の規定による事務を処理するため、地方公共団体情報システム機構を設置する(これに伴い指定情報処理機関、指定認証機関は廃止)。
- 地方3団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会)が選任する設立委員が、総務大臣の認可を得て設立する。
- 機構は、住民基本台帳法、公的個人認証法及び番号法に基づく事務を処理するほか、地方公共団体からの委託を受けた事務等を行う。
- 総務大臣は、機構に対し、報告・立入検査、違法行為等の是正の要求等を行うことができる。



# 番号法、機構法、住基法、公的個人認証法等の施行期日について(案)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
番号法			H27.10～		
				H28.1～	
					H29.1～
機構法	H26.4.1～	地方公共団体情報システム機構			
住基法	指定情報処理機関	機構(指定情報処理機関とみなす)	機構		
			個人番号の住民票への記載		
	本人確認情報(住民票コード)の提供		本人確認情報(個人番号)の提供		
	住基カードの交付		住基カードの経過措置		
				情報連携関連規定	
公的個人 認証法	指定認証機関	機構(指定認証機関とみなす)	機構		
	電子署名		電子署名・電子利用者証明		
			検証者の民間拡大		5

# 番号制度のイメージ





# 「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」について

## 目的

「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)に基づき、国において関係法案等の準備が進められる中、地方公共団体においても、番号制度の目的や期待される効果等についての理解を深めるとともに、地方公共団体における番号制度を活用した事務の改善等の具体的な取り組み例やその際の留意点等を明らかにする。

## 主な検討事項

- 番号制度の導入に伴う地方公共団体の事務の見直し
- 番号制度の導入に伴うシステム改修等の対応
- 番号制度を活用した窓口事務その他の業務改善
- 番号制度導入に伴う個人情報保護条例・情報セキュリティ対策の見直し 等

## 研究会の構成

学識経験者、地方公共団体等の職員で構成(平成25年4月1日現在)

<学識経験者(敬称略)>

須藤修(東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長)、石井 夏生利(筑波大学図書館情報メディア系准教授)

井堀 幹夫(東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員)、小尾 高史(東京工業大学像情報工学研究所准教授)

<地方公共団体> 岐阜県、徳島県、川口市、千葉市、三鷹市、多久市、秋田県井川町、神奈川県町村情報システム協同組合、<中央省庁>内閣官房、厚生労働省、総務省、<指定情報処理機関>(財)地方自治情報センター

## スケジュール

平成23年10月	第1回会合開催	平成24年 6月	第4回会合開催
平成24年 1月	第2回会合開催	平成24年 8月	第5回会合開催
平成24年 4月	第3回会合開催	平成25年中に数回開催予定	

※平成24年9月、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(中間とりまとめ)」を作成し、各地方公共団体へ配布  
平成24年9～10月、各都道府県において説明会を開催



# 地方公共団体における情報連携プラットフォームの構築

## 概要

- ◆ 地方公共団体における分野横断的な情報連携を推進するため、ICTの活用により、各自治体において情報連携プラットフォームを構築することとし、当該プラットフォームのソフトウェアに係る調査、設計・開発を一括して行う(ハードウェアは各自治体において整備)。
- ◆ これにより、行政部門の効率化を図り、国民の利便性が向上するとともに、経済の活性化にも寄与。
- ◆ 今後導入することが予定される番号制度による自治体と他の行政機関等との情報連携において活用。

